

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する  
費用の納付方法を定める省令等を廃止する省令について

令和4年3月  
総務省行政管理局

## 1 内容

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)附則第2条により、総務省が所管する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行個法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独個法」という。)が廃止  
当該改正は令和4年4月1日施行
- 上記に伴い、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令(令和3年政令第292号。以下「整備政令」という。)第2条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号。以下「行個法施行令」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号。以下「独個法施行令」という。)が廃止  
同様に令和4年4月1日施行
- 上記の法律及び政令の廃止に伴い、行個法・独個法及び行個法施行令・独個法施行令の委任に基づき定められた以下の総務省令について、標記省令によって廃止するもの
  - ※ なお、これら省令の規定事項については、改正後の個人情報保護法及び個人情報保護法施行令の委任に基づき、個人情報保護委員会規則に同一事項が盛り込まれることとなる。
  - ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令(平成18年総務省令第28号)
  - ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成29年総務省令第19号)
  - ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成29年総務省令第20号)

## 2 スケジュール

公布:令和4年3月15日

施行日:同年4月1日